

指定指導に係るその他の周知事項について

1 内容及び手続きの説明及び同意について

- (1) サービスの提供に際しては、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の職務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、利用者（個人情報の取扱については家族も含む）の同意を得る必要があります。なお、電磁的方法によらない同意をする場合、従前のとおり、同意日・同意した方の署名（又は、記名・押印）等を残してください。

【電磁的方法による同意をする場合】

同意があったことが、客観的に判別できるようにすること。具体的には下記の措置が考えられる。

- ・利用者等とのメールのメールアドレス、本文及び日時等の送受信記録を、PDF等の事後的に修正できない形式で保存する。
- ・メール本文で利用者等がどの計画について同意しているか文面上明確にする。
(例：「〇年〇月〇日作成の居宅介護支援計画書の説明を受け、同意します。」)

- (2) 加算の変更やその他の費用等、利用者の負担する費用に影響する変更があった場合は、別途説明を行い、同意書の取り直しを行ってください。

2 運営規程の記載方法について（従業員の員数等）

運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」については、業務負担軽減等の観点から、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないと改定されました。「〇人以上」と記載する場合、人員基準の員数を満たしている限り、員数の変更に係る変更届の提出が不要となります。※従前のとおり「〇人」と記載することを妨げない。

【令和3年度以降】

- ・人員基準により常勤配置を求められている職種については、「常勤」や「うち〇人以上は常勤」とすること。
- ・人員基準が人数で定められている場合は員数を、常勤換算数で定められている場合は常勤換算数を記載すること。

(例) 介護職員…2人以上（うち常勤1人以上）
看護職員…2以上（常勤換算）

3 重要事項説明書等に記載する苦情に関する市の相談窓口について

重要事項説明書等に記載する、苦情に関する市の相談窓口が庶務係から下記に変更しております。また、BCPやその他指針等に連絡先として記載をしている場合は、ご確認の上、適宜修正をお願いします。

尾張旭市 長寿課 長寿支援係
0561-76-8138 (直通)
0561-76-8143
0561-53-2111 (代表)

4 勤務形態の原則について

【勤務形態区分】

A	常勤専従	当該事業所の就業規則等に定められた勤務時間（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に従事する職員。
B	常勤兼務	
C	非常勤専従	上記の時間を下回る職員。常勤の勤務時間を基準に常勤換算する。 <u>有給休暇等を勤務時間を含むことは出来ない。</u>
D	非常勤兼務	

なお、常勤、非常勤の分けに、雇用形態は関係ありません。

5 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について

正当な理由なく、前6か月間に作成したケアプランに位置付けた、訪問介護等の提供総数のうち、同一のサービスにかかる事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合に、1月につき1件200単位を半年の間減算します。

毎年度、前期・後期の2回の判定を行い、必要な書類を作成します。算定の結果80パーセントを超えた場合は、書類を市に提出してください。80パーセントを超えなかった場合も、計算の根拠となる資料を5年間保存してください。

	判定期間	減算適用期間	書類作成
前期	3月1日から8月末日まで	10月1日から3月31日まで	9月15日まで
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日まで	3月15日まで

6 運営推進会議について

市及び地域包括支援センターへの出席依頼は、会議開催の概ね1か月前までに提出してください。なお、運営推進会議に関する要件（参加者や取り扱う議題、掲示等）について、ご確認の上、適切な開催をお願いいたします。

7 介護保険制度に係る情報収集について

- (1) 尾張旭市公式 (<https://www.city.owariasahi.lg.jp/life/2/6/35/>)
- (2) 愛知県高齢福祉課 (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/>)
介護保険指導グループ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/kaigooshirase.html>)
- (3) 厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)
- (4) WAM NET（福祉・保健・医療情報） (<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>)

8 長寿課庶務係からのお願い

介護サービスに係る疑義が生じた場合は、質問事項に該当する基準等（赤本、青本等）の根拠資料を示した上でお問い合わせください。

また、下記に該当する場合は、原則、書面での問い合わせとしてください。

- 質問が複数ある場合
- 利用者の個別事情等がある場合（基準の例外となる可能性のあるもの）
- 急を要するものでない場合（今後の参考のため等、進行形の案件でない場合）

回答にはお時間をいただきますので、請求直前の問い合わせはご遠慮ください。